

各課のニーズを集約し 効率的な事務処理を 「共同事務処理室」を設置

雇用状況の悪化を受け、昨年12月から失業された方などを市が賃金職員として直接雇用する「緊急雇用対策事業」には、多くの方が登録申請されました。市では、少しでも多くの方に雇用の場を提供するために、一人分に満たない各課の仕事を集約して対応する「共同事務処理室」を設置しました。



雇用機会を拡大するために、全庁あげてワークシェアする組織を立ち上げるのは、全国でも初めてのことです。

問合先 総務課
☎35-3133

●移住者にインタビュー



吉原 美香さん
（新宮町）
平成18年に埼玉県川越市から移住。移住後、ひだ清見観光協会職員やインタープリターとして活躍中。

移住を決意した一番の理由は、人の温かさと豊かな自然です。

現在は、ひだ清見観光協会で働いているので、この素晴らしい飛驒の魅力を、より多くの方々に伝えていきたいです。観光協会の仕事以外にも、インタープリターをしていますので、自然豊かな高山市をどんどんPRしたいです。



谷本 茂樹さん
（朝日町立岩）
平成20年に名古屋から移住。移住後、税理士事務所を経営。

36年間、名古屋方面で生活してきましたが、子どもたちも社会人になったことを機に、田舎で過ごそうと考え、妻と一緒に朝日地域に引越しました。民家を借りるにあたっては、市から一部補助金をいただきました。

自然の厳しさもありますが、親切な地域の方々に支えられ、快適な生活を送っています。

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください

「定額給付金」については、まだ市民のみなさんにご連絡や給付を行う段階ではありません。

- 市町村や総務省などがATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対ありません。
- 市町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- 不審な電話がかかってきた場合には、気軽にご相談・お問い合わせください。

問合先 定額給付金室
☎36-3201

さまざま支援で移住者をサポート

市ではふるさと暮らしを希望する方をサポートするため、さまざまな支援をしています。

- ▼持ち家空き家改修費補助金
購入した空き家の内装や水周りなどの改修に要した費用の1/2以内を助成（100万円を上限）
- ▼借家等賃借料補助金
空き家を賃借する場合、月額賃借料の1/3以内を助成（1万5千円を上限、助成期間3年間）

いずれの補助金も飛驒地域以外から高山市に転入後6カ月以内の方が対象で、5年以上継続して居住することが条件です。

また、UIJターンなどを対象とした家賃助成や、農園付きの滞在施設の貸し出しに対する支援、子育てに関わる支援など、幅広くきめ細やかな支援を準備していますので、高山市でのふるさと暮らしに興味がある方に紹介してください。

問合先 地域振興室
☎35-3524

岐阜県市町村振興補助金の交付を受けて、さまざま事業を実施しています

- ・臨床研修医等支援事業
- ・粗大ごみ再利用化事業
- ・児童遊園公衆便所整備事業
- ・外国語パンフレット作成
- ・生涯学習拠点施設バリアフリー整備事業
- ・救急資器材整備事業

問合先 財政課
☎35-3132